## 建 設 エ 事 従 事 者 の 安 全 及 び 健 康 の 確 保 の 推 進 に 関 す る 決

議

平 参 成二十八年十二月 議 院 玉 土 交 通 委 員 六 会 日

切 な 政 府 措 置 は を 講 建 ľ 設 I そ 事 従 の 事 運 用 者 の安 に 万 全 全 及 を 期 び す 健 ベ 康 きで の 確 あ 保 る。 の 推 進 1= 関 す る 法 律 の 施 行 に当 た り、 次 の 諸 点 に つ い て 適

び ょ うう、 健 建 康 設 の こ I 確 れ 事 保」 b 従 を 事 が 何 総 者 合 の ょ 的 IJ に 安 ŧ 全 結 優 び 及 先 つ び さ け 健 る れるべ 康 施 の 策 確 きであ の 保 検 が 討 ることに を 進 処 め 遇 の + 基 改 . 分 本 善 配 計 及 慮す 画 び 地 に ること。 盛 位 IJ の 込むこ 向 上 ځ の 促 進 ま を旨 た、 ح ل そ の 際 て 行 安 わ 全 れ 及 る

が 般 進 ഗ 墜 め 未 落 加 て 事 入 1) 故 る 対 の 策 法 防 定 に 止 福 つ 対 利 策 1) 費 そ て を の そ 内 他 の 訳 建 明 設 層 示 エ の 事 し た 推 従 進 見 事 を 積 者 义 書 の る の 安 ت ع 提 全 出 及 等 び 健 12 関 康 す の る 確 保 施 に 策 関 を する 層 経 強 費 力 10 12 つ 進 め 11 て る は、 社 現 在、 会 保 険 政 府

Ξ 善 所 を 要 社 巡 会 の る 施 保 上 険 策 で が に ŧ れ 講 関 重 ぜ す 要 る ら な れ 必 努 る 施 要 策 な ようにすることは、 ること。 で 経 あ 費 ることに を 適 切 か 鑑 つ み、 明 建 確 設 社 に 会 エ 確 事 保 保 Ļ 従 険 料 事 ٦ 者 の 般 れ 安 を が 全 含 下 及 む 請 事 安 び 全 健 業 者 及 康 び の に 健 至 確 保 る 康 ま の の 確 4 で な 確 保 らず に 実 関 に す 支 る 処 払 遇 経 わ 費 の れ が 改

適

支

払

わ

るよ

う

め

四 鐴 み、 建 設 安全確 労 働 災 保のため 害や 事 故 の の 余裕ある工期の設定が図られるべきであることを基本計 原 因 の一つとして、 適 正 な エ 期 が 確 保 さ れ て い な い 問 題 画 が に 指 お 摘さ い て明示すること。 れ て いることに

六 経 験 建 を 設 有 エ する 事 の 者 現 による点 場 の 安 全 を 検 の 確 促 保 進を図ること。 Ļ 災 害 を防 止 す る た め に は、 不 断 の 点 検 が 重 要 ع な る た め、 + 分 な 知 識

七 客観 専 門 的 立 家 場 会 議 1= 立の つ 委 た員 意 の 見 人 選 及 び 10 当 建 設 た つ エ て 事 従 は 事 者 単 の 10 立 専 場 門 に 的 立 知 識 つ ただ け 意 で 見 の な < 反 映 が 科 担 学 保 的 さ れ 社 る 会 よう 政 策 な 的 構 知 成 見 とするこ 1= 基づき

八 労 働 本 災 法 害 の 防 趣 旨 止 に 計 基 画 づ の 改 き、 定を始 建 設 めとする実 労 働 災 害 の 効 四 あ 割 る 程 対 度 (策を推 を占っ め 進 る墜落災害の すること。 撲 滅 を期 す た め に 制 度 の 整 及 び

九 よう、 本 法 委 に 員 ょ る の 構 施 策 成 等 の 推 に つ 進 を い て ょ IJ 配 慮 実 すること。 効 あら L め る た め、 関 係 す る 審 議 会 等 に 現 場 の 実 態 が 的 確 1= 反 映 さ れ る

+1= 特 今 に 後 配 東 京 慮 才 が 必 IJ 要 ン な状 Ľ ツ 況 ク の 下、 **/**اٌ ラ 政 IJ 府は ン Ľ その ッ ク ため 関 連 に エ 必 事 要な対 が 増 大することに伴 策を講ずること。 Ü 建 設 エ 事 従 事 者の 安全と 健 康

右決議する。